

山鹿市学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、令和6年3月に策定した「山鹿市学校給食施設再編整備基本構想・基本計画」に基づき、既存給食施設（自校式7施設、鹿本給食センター）の老朽化更新及び効率的運用を図るため、学校給食共同調理場（以下「給食センター」という。）を新設するにあたり、学校給食衛生管理基準に適合し、効率的で効果的な給食センターを整備するため、厨房システム（衛生管理、調理能力、作業効率、環境への配慮、経済性など）を様々な視点から検討することが必要であり、高度な専門知識と豊富な経験を有した事業者が技術的支援を委託するものである。

また、給食センターの建設に伴い、既存の8学校及び1園に配膳室を設置する必要があるため、原則として給食室を改修し、配膳室とする設計の技術的支援を委託するものである。

本要領は、厨房システムの提案が最も優れた者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

山鹿市学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務委託

(2) 業務内容

給食共同調理場新築工事（基本＋実施）設計の技術的支援

配膳室改修工事（基本＋実施）設計の技術的支援

(3) 業務場所

① 給食共同調理場新築工事

旧鶴城中学校 住所 山鹿市津留1190番地

② 配膳室改修工事

山鹿小学校 住所 山鹿市山鹿351番地

八幡小学校 住所 山鹿市熊入町300番地

三玉小学校 住所 山鹿市久原2935番地

大道小学校 住所 山鹿市方保田1874番地

めのだけ小学校 住所 山鹿市南島1125番地

山鹿中学校 住所 山鹿市山鹿446番地

鹿本中学校 住所 山鹿市鹿本町来民1267番地1

米野岳中学校 住所 山鹿市岩原1350番地

山鹿幼稚園 住所 山鹿市山鹿922番地

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 委託上限金額

委託費 3,311,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和6年8月1日（木）現在で、山鹿市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、本市の指名停止措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 提供可能食数1000食／日以上調理能力を有する学校給食（センターも含む）の厨房機器を一括納入した実績を有すること。
- (9) 責任者及び配置予定の主担当は、一級厨房設備施工技能士の資格を有するものであること。
- (10) 厨房メーカーとして自社工場を所有する者又は正規代理店であること。
- (11) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

4 参加申込の手続等

(1) 事務局

山鹿市教育委員会 教育部 教育総務課

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3 山鹿市役所本庁舎4階

電話(0968)43-1396(直通) Fax(0968)43-1218

E-mail: ksoh@city.yamaga.kumamoto.jp

(2) 選考スケジュール(予定)

公告	令和6年 8月 1日(木)
質問書受付締切	令和6年 8月 9日(金) 午後5時まで
質問書に対する回答・回答方法	令和6年 8月13日(火)
参加申込書の受付期間	令和6年 8月19日(月) から 令和6年 8月30日(金) 午後5時まで
一次審査	令和6年 9月 4日(水)
一次審査確認結果通知	令和6年 9月 9日(月)
企画提案書の受付期間 (二次審査参加事業者のみ)	令和6年 9月10日(火) から 令和6年 9月27日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション(ヒアリング)の実施	令和6年10月22日(火)
企画提案書の選定結果通知の発送期限	令和6年10月31日(木) 予定

5 募集要項等の取得

(1) 配付期間

令和6年8月1日（木）午前8時30分から令和6年8月30日（金）午後5時まで

(2) 配付場所

本市ホームページ

(3) 参加申込書又は企画提案者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ① 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格を確認する。
- ② 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

6 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の受付期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）。

(2) 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を電子メールに添付し、事務局宛てに提出すること。

※メールを送信する際は、件名に「山鹿市学校プロポーザルに関する質問【事業者名】」と記した上で、送信すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年8月13日（火）に一括して行う。

(4) その他

- ① 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。
- ② 質問書はなるべく取りまとめて提出すること。
- ③ 口頭や電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答は、本募集要項の記載に優先して本募集要項の一部となるものとする。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

令和6年8月19日（月）から令和6年8月30日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）。郵送の場合は、8月30日（金）午後5時必着とする。

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

提出する書類は持参又は郵送とする。なお、郵送による提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」とする。

(4) 提出書類及び部数

① 参加申請書（様式第1号）3部

② 学校給食厨房機器納入実績（様式第2号）3部

納入実績に係る契約書の写し（件名、金額、発注者等の記載のある部分のみで可）及び納入した学校給食センターが調理能力1,000食以上を有することが確認できる資料（仕様書等）を添付すること。

※受注契約締結済みで今後納入予定のものは含めることができる。

③ 業務実施体制調書（様式第3号）3部

・一級厨房設備施工技能士を証する書面の写し

④ 配置予定調書（様式第4-1、4-2号）3部

⑤ 見積書（様式第5号）3部

8 見積書作成要領

(1) 作成上の留意事項

① あて先は「山鹿市長」とすること。

② 見積書は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載し、本体価格と消費税を明記すること。

③ 見積書は事業者名の記載および代表者印を押印すること。

9 一次審査（書類審査）

(1) 審査内容

事務局は、提出された参加申込書等の書類を確認し、問題がなければ二次審査参加事業者に選定するものとする。

ただし、見積金額が委託上限金額を上回った事業者は失格とする。

(2) 審査結果

審査結果は、令和6年9月9日（月）までに、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

10 企画提案書の作成等（二次審査参加事業者のみ）

（1）受付期間

令和6年9月10日（火）から令和6年9月27日（金）午後5時まで（土、日、祝日を除く。）郵送の場合は9月27日（金）午後5時必着とする。

（2）提出場所

事務局

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）なお、郵送による提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」とする。

（4）提出書類及び部数

- ① 企画提案書 9部（正本 1部 副本8部）
- ② 企画提案書（概要版） 9部（正本 1部 副本8部）
- ③ 厨房機器仕様書（今回選定したもの）
- ④ 厨房機器購入見積書（様式第6号）
（上限61,600万円とする。）
- ⑤ 業務工程表 9部（正本 1部 副本8部）
- ⑥ 厨房機器紹介映像DVD 1枚（提出可能な場合だけでよい）
※CD等の記録媒体によるPDFデータ1部も提出すること

（5）企画提案書の内容

2次審査評価要領を基に、各項目において評価の視点を考慮し提案を行うこと。
提案書は、次の留意事項に沿って作成すること。

（6）留意事項

- ① 提案書は1事業者につき1案とする。
- ② 使用する言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
- ③ フォントは10.5ポイント以上とする（挿入する図表での文字フォントは除く）。
- ④ A4版両面印刷20枚（40ページ）以内とする（表紙、目次は除く）。概要版は2枚（4ページ）以内とする。
- ⑤ 受付後の資料の追加及び修正は認めない。
- ⑥ 本市が必要と認める場合は、追加資料及びその説明を求める場合がある。
- ⑦ 本件に関する情報公開基準については、本市の関係規定等を十分に承知のうえ参加すること。

1.1 二次審査（対面審査）

（1）審査内容

10で提出された企画提案書をもとに山鹿市学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務委託に係る受託者選定会議（以下「選定会議」という。）において評価を行う。

（2）プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

① 日時

令和6年10月22日（火）午前9時～午後5時のうち指定する40分間

② 場所

山鹿市役所 401会議室

③ 手順

提出された企画提案書に基づき1社40分程度（説明20分、質疑応答20分）のヒアリングを行う。なお、参加者数によりヒアリングの時間を変更する可能性がある。

④ 留意点

（ア）各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

（イ）プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

（ウ）出席者の上限は4人とする（オンライン参加者は認めない）。

（エ）プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で行うこと。説明の際は、企画提案書の記述を読み上げるのではなく、要点を絞って説明すること。

なお、企画提案書の内容に沿った別資料を作成しても構わない。

（オ）プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル、電源タップは本市が用意する。その他提案に必要な機器は、提案者が用意すること。

（カ）本市のネットワーク回線の使用は認めない。インターネット環境が必要な場合は、提案者が用意すること。

（3）受託候補者の決定方法

以下の要領で評価を行う。

① 2次審査評価要領に基づき、参加者ごとに選定会議の委員が採点を行い、その合計得点の最も高い者を受託候補者として特定する。ただし、合計得点が獲得可能点数の6割以上を獲得していることとする。

② 最高得点の者が複数の場合は、見積金額の安価な者を、それも同額の場合はくじにより受託候補者を特定する。

③ 企画提案書を提出した者が1者のみの場合は、その者について企画提案書の審査を実施し、合計得点が獲得可能点数の6割以上を獲得している場合、受託候補者として特定する。

④ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

(4) 審査結果

企画提案書の提出者全員に評価結果通知書及び選定結果通知書を、令和6年10月31日(木)までに発送する予定。(選定結果は、本市ホームページに掲載し、公表する。)

なお、最優秀提案者については社名と得点、それ以外の者は匿名とし、得点のみを公表する。

また、受託候補者に対する通知は、評価の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受託者として決定したものではない。通知後、山鹿市と受託候補者との間で契約締結を行う。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 委託上限金額を超えた見積書を提出した場合
- ④ 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- ⑤ 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- ⑥ 参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ その他本市の指示に違反する場合

1.3 契約保証金

受託候補者は契約締結に際し、山鹿市契約規則第29条の規定により、契約金額の100分の10以上の額の納付又は保証会社等の保証を要する。

1.4 受託候補者の取り扱い

(1) 受注候補者は、委託契約を結んだ時点で、厨房機器購入契約の優先交渉権を有するものとし、山鹿市と調整を行い、予算計上の際は、厨房機器整備に要する経費の見積書を提出することとし、その見積額を提示する際には、審査の際に提出した見積額を超えないようにしなければならない。ただし、山鹿市が相当と認めた場合は、この限りではない。

(2) 上記は、厨房機器一式の購入に係る予算及び法令等に基づく契約の議決を前提として実施しているため、議決されない場合はプロポーザルの決定事項については無効とし、山鹿市は一切の責任を負わないものとする。

1.5 注意事項

- (1) プロポーサル時に提案した機器配置で決定したものとしなない。
- (2) 設計の配置図に併せて再度検討等を行うこと。

16 その他の留意事項

次に掲げる事項について留意すること。

- ① 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- ② 2次審査参加通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- ③ 2次審査参加通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- ④ 提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- ⑥ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- ⑦ 提出された参加申込書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- ⑧ 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を事務局に持参又は郵送により提出すること。
- ⑨ 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定会議の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- ⑩ 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- ⑪ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑫ 参加者は、参加申込書の提出をもって、本募集要項等の記載内容に同意したものとみなす。
- ⑬ その他、契約については、山鹿市契約規則に基づき行う。